

事業者、担当者の皆様へ

岡山労働局

「労働条件の確保・改善」及び「労働者の安全と健康の確保」についてのお願い

本日の集団指導にご出席の事業場の皆様には、日ごろより労働行政の運営につきご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護人材の確保・定着を図るためには、法定の労働条件の確保や、従業員の安全と健康の確保のための事業者による労働環境の整備が大切です。

岡山労働局から2点お願い申し上げます。

1 「労働条件の確保・改善」のお願い

介護事業を含む社会福祉関係の事業は、全産業と比較して労働基準法、労働安全衛生法違反の割合が高くなっています。平成25年に労働基準監督署が県内の112事業場に対し実施した臨検監督の結果、約8割の事業場で労働基準法・労働安全衛生法違反が認められ、主なものは、労働時間管理が適正でない、割増賃金が適正に支払われていない、就業規則の作成・届出がない、労働条件が明示されていない、定期健康診断を実施していないなどです。

労働条件をめぐるトラブルを未然に防止するため、特に以下の事項について確実に取組を行っていただきますようお願いいたします。

- ① 労働者に対し、雇い入れ時に「**労働条件通知書**」を交付するとともに、**就業規則**で定める事項について**十分に説明**してください。また、就業規則は事業場の見やすい箇所に掲示する、1部交付するなどにより**周知**をお願いいたします。
- ② 過重労働による健康障害の防止、割増賃金の適正な支払いのため、使用者は各労働者の**労働時間を適正に把握**してください。
- ③ 時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合は**割増賃金を適正に支払う**ことが必要です。なお、労働基準法で時間外労働、休日労働の規制の適用外となる**管理監督者**についても、**深夜労働**に対する割増賃金は**適用**があるので支払いが必要となります。
- ④ 訪問介護労働者の**休業手当**の支払いに関する考え方、**移動時間と労働時間**の考え方については岡山労働局のホームページ掲載のパンフレット「**介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント**」の13ページ以降に説明があります。訪問介護労働者については

「休業手当」「移動時間」の取り扱いをめぐりトラブルが多いので必ずご一読願います。

2 「労働者の安全と健康の確保」のお願い

岡山県内の社会福祉施設における労働災害は、平成25年12月末時点の速報値で72名となっています。

直近約10年間の労働災害は主として介護、介助作業時において発生しており、その内訳は腰痛やねんざなどである「動作の反動・無理な動作」と、骨折などの「転倒」によるものがそれぞれ3割を占めております。「腰痛やねんざ」の防止のためには、①作業姿勢と動作、②作業標準の整備、③介護者の適正配置、④施設及び設備の構造の改善などがポイントとなります。また、「転倒」防止のためには、上記に加えて「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」、これは4S活動と呼ばれていますが、安全で衛生的な作業場所・通路の確保がポイントとなります。

労働者の安全と健康確保のための労働安全衛生法の定めについて補足します。

- ① 事業場で使用する労働者数が10人以上50人未満については**衛生推進者**の選任、50人以上については**衛生管理者**及び**産業医**の選任が必要です。
- ② 労働者を新たに雇入れたり、作業転換した場合は**安全衛生教育**が必要です。転倒災害防止や腰痛予防のための教育、感染症予防対策などの教育を実施いただき未然防止に努めていただきますようお願いいたします。
- ③ 労働者の雇い入れの際及び定期的に健康診断を実施してください。なお、腰痛に悩む介護作業従事者が増えていますので、予防の観点からも、定期的に医師による「**腰痛の健康診断**」も併せて実施いただきますようお願いいたします。
- ④ 労働者が労働災害により死亡し、又は休業した場合は遅滞なく所轄労働基準監督署に**労働者死傷病報告**の提出をお願いいたします。

*労働基準法、労働安全衛生法など関係法令、労働災害防止のお問い合わせは最寄りの労働基準監督署（「コンプライアンス・チェックシート」の最後に連絡先があります）又は岡山労働局監督課（086-225-2015）、健康安全課（086-225-2013）までお願いいたします。

*岡山労働局のホームページに「介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント」「社会福祉施設における安全衛生管理」などの参考資料を掲載しております。